（古文書の部）

上欄			中欄		下欄		
名称及び員数	関係告示		名称及び員数		名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造蔵王権現立像（蔵王堂安置）　三軀	昭和六十一年文部省告示第八十八号		願文・結縁交名（中尊像内納入）　七通 一、地蔵菩薩印仏　一枚 一、地蔵菩薩印仏　一枚 一、地蔵菩薩印仏　八枚 一、万坏供養札　一枚		木造蔵王権現立像（蔵王堂安置）　三軀 中尊像内に天正十八年十一月、作者南都大仏師宗貞、宗印等の銘がある 附　願文・結縁交名（中尊像内納入）　七通 一、紙本墨画地蔵菩薩像　二枚 一、地蔵菩薩印仏　一枚 一、地蔵菩薩印仏　一枚 一、地蔵菩薩印仏　八枚 一、万坏供養札　一枚	宗教法人金峯山寺	奈良県吉野郡吉野町吉野山二四九八

○文部科学省告示第百十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を統合し、同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表の下欄のように改めて重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年八月十七日

文部科学大臣　松野　博一

（古文書の部）

上欄			中欄		下欄		
名称及び員数	関係告示		名称及び員数		名称及び員数	所有者	所有者の住所
佐藤家文書（五十七通）　七巻	平成二十三年文部科学省告示第九十九号		佐藤家文書　一巻、一通		佐藤家文書（五十九通）　八巻、一通	公益財団法人石水博物館	三重県津市垂水三〇三二―一八

○文部科学省告示第百十九号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の名称及び員数を、同表の下欄の名称及び員数に改める。

平成二十八年八月十七日

文部科学大臣　松野　博一

（彫刻の部）

上欄			中欄		下欄		
名称及び員数	関係告示		名称及び員数		名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造天忍穂耳命坐像　一軀	明治三十二年内務省告示第八十八号		木造神像　七十二軀		木造神像　八十軀	宗教法人泉穴師神社	大阪府泉大津市豊中町一―一一―一
木造栲幡千々姫命坐像　一軀	明治三十二年内務省告示第八十八号						
木造男神坐像　一軀	明治三十二年内務省告示第八十八号						
木造女神坐像　五軀	明治三十二年内務省告示第八十八号						